

令和5年度  
京田辺市介護保険サービス事業者等  
集団指導①

---

京田辺市健康福祉部介護保険課

令和5年8月18日

# 事業所指導について

---

## 【項目】

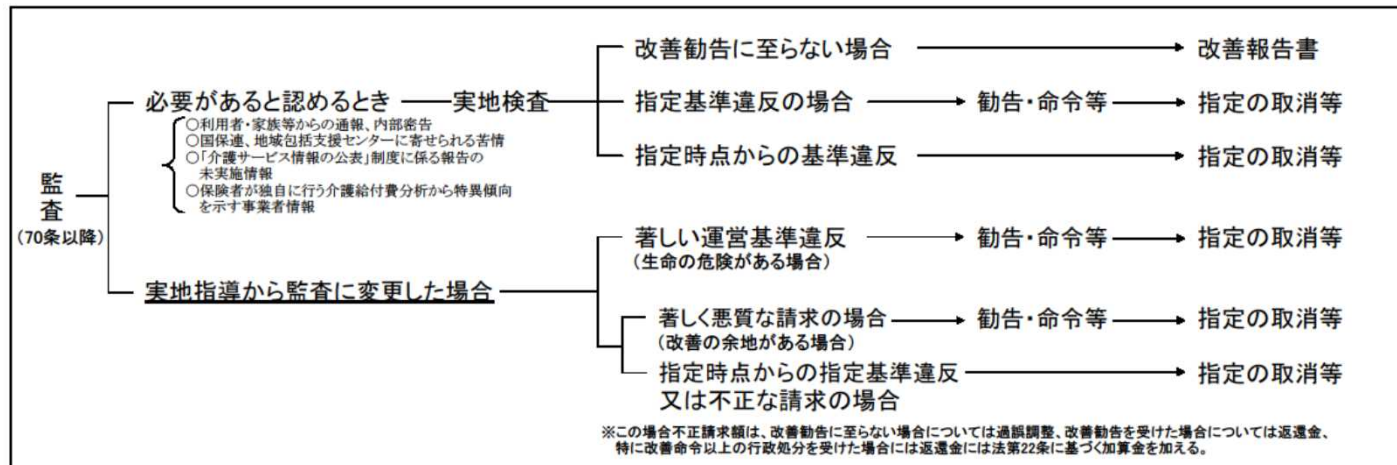
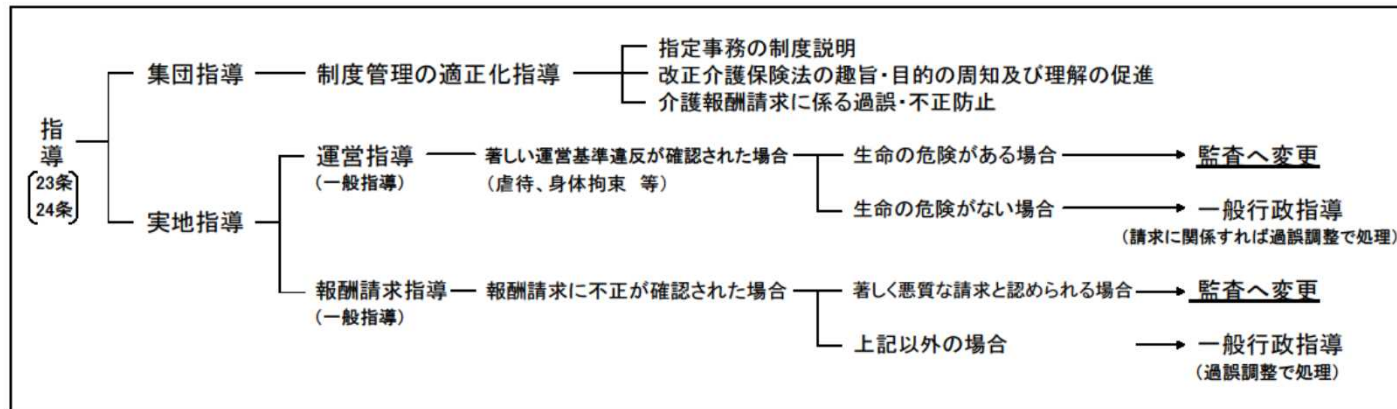
- 1 運営指導・監査について
- 2 行政処分について
- 3 違反事例について
- 4 まとめ

# 1 運営指導・監査について

## (1) 運営指導と監査の違い

	運営指導	監査
対象	全事業者	不正・基準違反・従業者による虐待の疑いなどの市が必要と認める場合
目的	事業者等が指定等の基準を遵守し、介護サービスを適切に提供し、適正な介護報酬等請求を行うための指導	不正請求や基準違反等が疑われる場合に調査を行い、適切な措置(行政処分等)を講ずるもの
備考	原則、事前に通知して順次実施(事前通知がない場合もあり)	事前予告なし、随時

## 都道府県・市町村が実施する指導及び監査の流れ



## (2) 運営指導について

【指導の目的】サービスの質の確保及び適正化を図る。

重点確認項目

- ◆法、条例及びその他の各種関係法令等の規定に基づく、指定基準の遵守がされているか。
- ◆利用者本位のサービスが提供されているか。
- ◆適正な介護報酬の請求等がなされているか。
- ◆適切な危機管理への取り組みがされているか。

## (2) 運営指導について

### 【運営指導後の手続き】

#### ◆文書による結果通知(概ね1ヵ月程度)

(1) 文書指摘 ⇒ 改善措置が必要。改善報告書を当市まで提出。

(2) 口頭指摘 ⇒ 改善措置が必要。改善状況について報告する必要なし。

(3) 助言 ⇒ 事業所の適正な運営に資するものと考えられる事項。

努力事項であり改善義務なし。

⇒令和6年4月1日より義務化される項目について、来年度より重点的に確認いたします。

(資料②で説明)

### (3) 運営指導から監査への変更について

京田辺市においては「京田辺市介護保険サービス事業者等指導要領」(令和4年4月1日施行)において、運営指導から監査への変更を次のとおりに定めています。

#### (監査への変更)

第7条 運営指導中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査要領に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、そのことにより、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

## (4) 監査への選定について

京田辺市においては「京田辺市介護保険サービス事業者等監査要領」(令和4年4月1日施行)において、監査の対象となるサービス事業者等の選定基準を次のとおりに定めています。

第4条 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて指定基準違反等の確認について必要があると認める場合又は正当な理由がなく一般指導及び合同指導を拒否した場合に行うものとする。

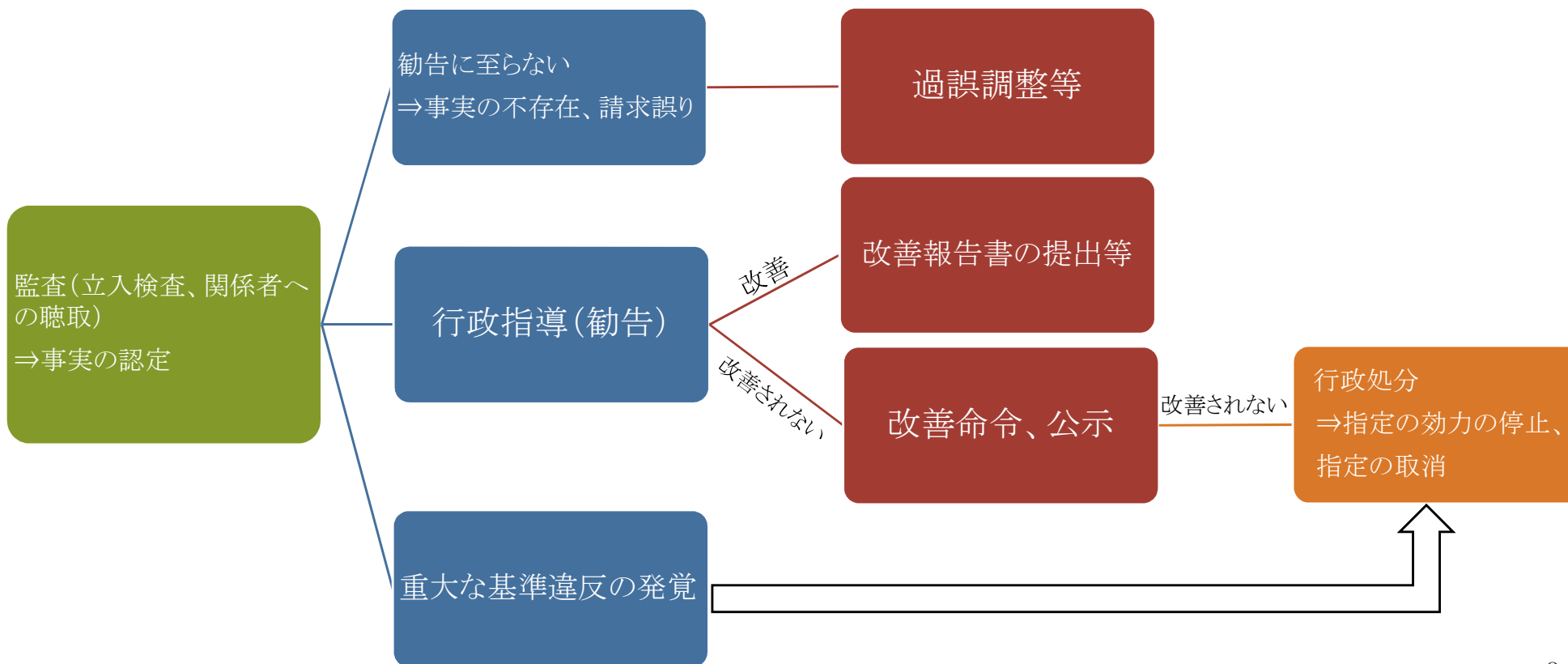
### (1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 都道府県・国民健康保険団体連合会からの通報情報
- エ 介護給付費適正化システムの分析から得られる情報
- オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 指導において確認した情報 法第23条に基づき市が行った指導又は法第24条により都道府県が行った指導において確認した指定基準違反等



### (3) 監査の流れについて



## 2 行政処分について

### ◆行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方について

① 具体的にどのような行政処分を実施するか判断に当たっては、まず当該行為の重大性・悪質性について、特に以下の点に着眼し、検証を行います。

(1) 公益侵害の程度

⇒利用者に対し著しく不適切な介護サービスを提供し、あるいは多額の不正請求を行うなど、当該違法・不当行為が公益性を著しく侵害しているか。被害を受けた利用者数、個々の利用者が受けた被害はどの程度深刻か。

(2) 故意性の有無

⇒当該違法・不当行為が故意によるものか、過失によるものか。

(3) 反復継続性の有無

⇒当該違法・不当行為が反復継続して行われたのか、あるいは1回限りのものであったのか。当該違法・不当行為が行われた期間がどの程度であったか。

(4) 組織性・悪質性の有無

⇒当該違法・不法行為が現場担当者個人の判断で行われたものか、あるいは経営陣や管理者もかかわっていたのか。問題を認識した後に隠蔽を図るなど悪質な行為が認められたか。悪質な行為が認められた場合には、当該行為が組織的なものであったか。

## 2 行政処分について

### ◆行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方について

② ①の検証結果をもとに、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況、事業者の運営管理態勢(※)など、配慮すべき他の要素を総合的に考慮した上で、具体的な処分内容を決定する。

(※)事業者の運営管理態勢の適切性

個々の役職員の法令遵守等に関する知識や取組は十分か。事業者の運営管理態勢は十分か、また適切に機能しているか。職員教育は十分に行われているか。

従業員への研修等による教育はもちろん、経営者側にも十分な介護保険制度等への理解が必要！  
⇒単に知らなかったではすまない場合があります。

## (1) 指定効力の停止(介護保険法第77条等)

---

- 一部効力停止:一定期間の新規受入停止や報酬の減算等  
⇒利用者との信頼関係、事業所運営への影響大
- 全部効力停止:一定期間の事業停止  
⇒従前からの利用者全員を別事業所へ移管の必要あり  
停止期間中、事業収入が完全に途絶える。信頼回復は極めて困難

## (2) 指定取消し(介護保険法第77条等)

- ・ 事業所の運営継続不可
  - ・ 法律上の欠格事由に該当(法人役員・管理者)
- ⇒ 一定期間、事業運営に携わることが制限される
- ・ 報酬返還(法律に基づく加算)※不正請求の場合
  - ・ 刑事告訴(詐欺罪等)

連座制で、同一グループの事業所も指定更新等ができなくなる可能性があります。

### 3 違反事例について

#### (1) 運営基準違反

- モニタリングを適切に行っていない。
- サービスの利用にあたり、同意を得ていない。
- 訪問(通所)介護計画を作成していない。
- 利用者から利用者負担額を受領していない。
- 定員超過状態
- 適切な変更届等提出していなかった。

## (2) 人員基準違反

---

- 常勤の管理者を配置していない。
- 訪問介護員の人員が、常勤換算で2.5人以上配置されていない。
- 資格要件を満たしていない者を配置していた。
- 生活相談員が、不在の日があった。
- サービス提供責任者が不足している。

### (3) 不正請求

---

- 実際には行っていないサービスを請求した。
- 無資格者によるサービス提供を行い、請求していた。
- 加算要件を満たさないのに、請求していた。
- 減算に該当するケースに、減算せずに請求していた。
- 処遇改善加算を取得しているのに、賃金に反映していない。



## 4 まとめ

---

- 経営者も、従業員も制度をしっかりと把握すること。
- 利用者から同意を得る際は、同意がわかる形で保管すること。
- サービス等にかかる記録は、**5年間**適切に保管すること。
- 加算等は届出後も、各種加算の算定要件を満たしているか確認すること。
- 指針やマニュアルは全従業員が、きちんと把握するようにすること。
- 個人情報の取扱いには十分注意してください。
- 不正を発見したり、基準に違反するおそれがあれば、すぐに市介護保険課に相談してください。